

令和 3（2021）年 9 月 8 日

栃木県環境審議会会長 山田 洋一 様

栃木県環境審議会自然環境部会会長
江連 比出市

栃木県環境審議会自然環境部会における審議事項について（報告）

このことについて、当部会において調査審議した結果を下記のとおり報告します。

記

1 調査審議事項

- (1) 令和 3 年 6 月 24 日付けで環境審議会から付議された事項
 - ・本県において優先的に対策を行う必要がある外来種の選定方法
- (2) 令和 3 年 8 月 20 日付けで栃木県知事から諮問を受けた部会専決事項
 - ア 鳥獣保護区特別保護地区の指定について
 - イ アナグマの捕獲禁止措置の継続について

2 調査審議の経過

- (1) 開催日
令和 3 年 8 月 20 日～9 月 3 日 令和 3 年度第 1 回自然環境部会（書面開催）
- (2) 参加者
委員 江連比出市、内田裕之、加賀豊仁、毛塚博子、塩野谷ふじ子、南木好樹
専門委員 香川清彦、川田裕美、桑名満、小泉透、菅沼清

3 調査審議の結果

- (1) 付議事項
本県において優先的に対策を行う必要がある外来種の選定方法については、別添 1 のとおりとすることが適当である。
- (2) 部会専決事項
ア及びイについては適切である旨、別添 2 のとおり答申した。

以上

令和 3（2021）年 9 月 8 日

栃木県知事 福田 富一 様

栃木県環境審議会
会長 山田 洋一

答申書

令和 3（2021）年 8 月 20 日付け自環第 308 号で諮問を受けた下記事項について、当審議会において慎重に審議した結果、適切であると答申します。

記

鳥獣保護区特別保護地区の指定について

以上

自環第 308 号
栃木県環境審議会

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定することについて、同条第 4 項の規定において準用する第 4 条第 4 項の規定により諮問します。

令和 3（2021）年 8 月 20 日

栃木県知事 福 田 富 一

鳥獣保護区特別保護地区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項の規定に基づく鳥獣保護区特別保護地区を次のとおり指定する。

1 指定する区域

行道山鳥獣保護区特別保護地区 15ha

2 指定する期間

令和 3（2021）年 11 月 1 日から令和 13（2031）年 10 月 31 日まで（10 年間）

3 指定する理由

1 の地区は、現在、鳥獣保護区特別保護地区に指定されており、指定期間は令和 3（2021）年 10 月 31 日をもって満了するが、指定したときと同様に鳥獣の生息に適した環境を有しており、引き続き鳥獣の保護及び生息地の保護を図る必要があると認められることから、再指定を行うものである。

栃木県指定行道山鳥獣保護区
行道山特別保護地区
指定計画書
令和 3 年 月
栃 木 県

1 県指定鳥獣保護区特別保護地区の概要

(1) 県指定鳥獣保護区の名称

行道山鳥獣保護区特別保護地区

(2) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の区域

足利市月谷町字菅沢 1 5 7 9 番地全域

(3) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

令和 3 年 1 1 月 1 日から令和 1 3 年 1 0 月 3 1 日まで (1 0 年間)

(4) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(5) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の指定目的

行道山鳥獣保護区は、足利市中央部から北部に広がる低山地帯に位置し、足利県立自然公園を中心とする区域である。区域内にはシラカシ、コナラ、フモトミズナラなどからなる広葉樹林とスギ、ヒノキ、アカマツなどからなる針葉樹林の林相がモザイク状に形成され、このような自然環境を反映して、森林性の鳥類としてシジュウカラ、メジロ、ルリビタキなど、獣類としてキツネ、タヌキや国の特別天然記念物に指定されているニホンカモシカなど多様な鳥獣が生息している。また、栃木県版レッドリストに掲載されているアオバズク（絶滅危惧Ⅱ類）やオオタカ（準絶滅危惧）など希少種の生息も確認されている。

当該鳥獣保護区の中でも、特に行道山浄因寺の敷地内では、コナラ、フモトミズナラなどの天然の広葉樹林や樹齢が100年を超えるスギの境内林が良好に保全されているとともに、岩壁が露出する急峻な地形や沢も見られ、このように変化に富んだ自然環境がオオタカ、フクロウなどの多様な森林性鳥獣にとって良好な生息場所となっている。

このため、当該区域は行道山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域と認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項の規定による特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2 県指定鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

ア 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。

イ 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。

- 3 県指定鳥獣保護区特別保護地区の土地の地目別面積及び水面の面積
 総面積 15 ha (注) 面積は小数点以下四捨五入
 内訳 別表1のとおり

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 県指定鳥獣保護区の位置

栃木県の南西部、足利市の中央部に位置する行道山浄因寺敷地である。

イ 地形、地質等

標高200メートルから450メートル程度の低山地帯であり、随所に岩壁が露出する急峻な地形がみられる。また、参道沿いには沢が流れている。

地質は足尾山系の中古生層からなるチャート、頁岩、砂岩、石灰岩の堆積岩類である。

ウ 植物相の概要

上層木としては、シラカシ、コナラ、フモトミズナラなどの天然の広葉樹林、スギ、ヒノキ、アカマツなどの針葉樹林がモザイク状の林相を形成している。また、浄因寺に至る参道沿いには樹齢が100年を超えるスギの大木の境内林が見られる。

中層木としては、ヤブツバキ、イロハモミジやツツジ類など、下層植生としては、シャガ、ウワバミソウやシダ類などが生育している。

エ 動物相の概要

シジュウカラ、メジロ、ルリビタキなどの森林性の鳥類をはじめとする7目25科57種の鳥類、キツネ、タヌキや国の特別天然記念物に指定されているニホンカモシカなど2目5科6種の獣類が生息している。

また、栃木県版レッドリストの掲載種であるアオバズク（絶滅危惧Ⅱ類）やオオタカ（準絶滅危惧）などの希少種の生息も確認されている。

(2) 生息する鳥獣類（別紙のとおり）

ア 鳥類 57種 別表2のとおり

イ 獣類 6種 別表2のとおり

(3) 当該地域の農林水産業の被害状況

ア 過去3か年の有害鳥獣捕獲許可件数 なし

イ 被害作物等

鳥獣名	被害作物等
ニホンジカ	枝葉（スギ、ヒノキ等）
ツキノワグマ	樹皮はぎ（スギ、ヒノキ等）

- 5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項
 当該鳥獣保護区内において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

- (1) 特別保護地区用制札 4本

別表1 栃木県指定行道山鳥獣保護区 行道山特別保護地区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	1,820 ha	0 ha	1,820 ha	15 ha	0 ha	15 ha	0 ha	0 ha	0 ha
林野	1,805 ha	ha	1,805 ha	13 ha	ha	13 ha	ha	ha	0 ha
農耕地	9 ha	ha	9 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
水面	1 ha	ha	1 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	5 ha	ha	5 ha	2 ha	ha	2 ha	ha	ha	0 ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
国有林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
林野庁所管	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
制限林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
文部科学省所管	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
国有林以外の国有地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
農林水産省所管	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
地方公共団体有地	139 ha	0 ha	139 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
都道府県有地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
制限林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
市町村有地等	139 ha	ha	139 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
制限林地	82 ha	ha	82 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	82 ha	ha	82 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
水源涵養	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
土砂の流出防備	41 ha	ha	41 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
公衆の保健	40 ha	ha	40 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林地	98 ha	ha	98 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
私有地等	1,681 ha	0 ha	1,681 ha	15 ha	0 ha	15 ha	0 ha	0 ha	0 ha
制限林地	180 ha	ha	180 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	128 ha	ha	128 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
水源涵養	105 ha	ha	105 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
土砂の流出防備	23 ha	ha	23 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
公衆の保健	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	52 ha	ha	52 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林地	1,486 ha	ha	1,486 ha	13 ha	ha	13 ha	ha	ha	0 ha
その他	15 ha	ha	15 ha	2 ha	ha	2 ha	ha	ha	0 ha
公有水面	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
計	1,820 ha	0 ha	1,820 ha	15 ha	0 ha	15 ha	0 ha	0 ha	0 ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
特別地域	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通地域	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域	1,180 ha	0 ha	1,180 ha	15 ha	0 ha	15 ha	0 ha	0 ha	0 ha
特別保護地区	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
特別地域	860 ha	ha	860 ha	15 ha	ha	15 ha	ha	ha	0 ha
普通地域	320 ha	ha	320 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
文化財保護法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に()書きで上段に記載する。
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で()書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。

別表2 生息する鳥獣類

鳥類

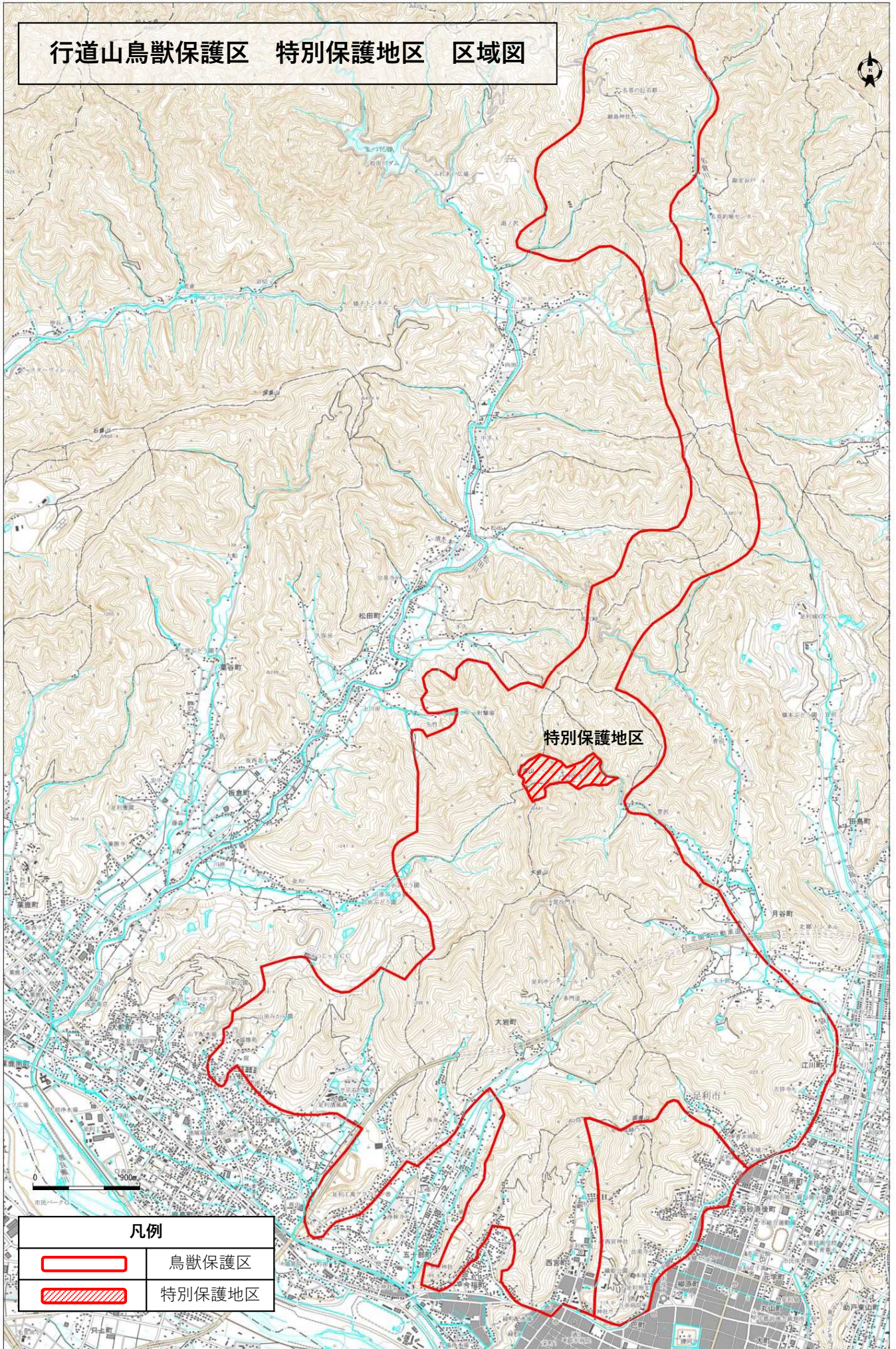
目	科	種又は亜種	栃木県版レッドリストのカテゴリー
キジ目	キジ科	ヤマドリ	準絶滅危惧(C)
		キジ	
		コジュケイ	
ハト目	ハト科	キジバト	
カッコウ目	カッコウ科	ホトトギス	
		ツツドリ	
タカ目	タカ科	トビ	
		オオタカ	準絶滅危惧(C)
		サシバ	準絶滅危惧Ⅱ類(B)
		ノスリ	
フクロウ目	フクロウ科	フクロウ	準絶滅危惧(C)
		アオバズク	絶滅危惧Ⅱ類(B)
キツツキ目	キツツキ科	コゲラ	
		アカゲラ	
		アオゲラ	
スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ	準絶滅危惧(C)
	カササギヒタキ科	サンコウチョウ	準絶滅危惧(C)
	モズ科	モズ	
	カラス科	カケス	
		オナガ	
		ハシボソガラス	
		ハシブトガラス	
	ククイタダキ科	ククイタダキ	
	シジュウカラ科	コガラ	
		ヤマガラ	
		ヒガラ	
		シジュウカラ	
	ツバメ科	ツバメ	
		イワツバメ	
	ヒヨドリ科	ヒヨドリ	
	ウグイス科	ウグイス	
	エナガ科	エナガ	
	メジロ科	メジロ	
	ミソサザイ科	ミソサザイ	
	イワヒバリ科	カヤクグリ	準絶滅危惧(C)
	ムクドリ科	ムクドリ	
	ヒタキ科	トラツグミ	
		シロハラ	
アカハラ			
ツグミ			
ルリビタキ			
ジョウビタキ			
キビタキ			

目	科	種又は亜種	栃木県版レッドリストのカテゴリー
		オオルリ	
	スズメ科	スズメ	
	セキレイ科	キセキレイ ハクセキレイ セグロセキレイ	
	アトリ科	カワラヒワ マヒワ ウソ シメ イカル	
	ホオジロ科	ホオジロ カシラダカ アオジ クロジ	
7目	25科	57種	

獣類

目	科	種又は亜種	栃木県版レッドリストのカテゴリー
ネコ目	イタチ科	イタチ	
	イヌ科	キツネ タヌキ	
ウシ目	イノシシ科	イノシシ	
	シカ科	ニホンジカ	
	ウシ科	ニホンカモシカ	
2目	5科	6種	

行道山鳥獸保護区 特別保護地区 区域図



特別保護地区

凡例



鳥獸保護区



特別保護地区